	給付基礎日額
原則	労基法12条の平均賃金相当額 平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務上又は通勤による負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって業務上又は通勤による疾病の発生が確定した日（「算定事由発生日」という。）とされている。
特例	平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、次の方法により、政府（所轄労働基準監督署長）が算定する額を給付基礎日額とする。 ① 平均賃金の算定期間中に業務外の事由による傷病（私傷病）のため休業した期間がある場合 次のa.b.のうち高い方の額を給付基礎日額とする。 a.労基法12条の平均賃金相当額 b.休業した期間の日数及びその期間中の賃金を、平均賃金の算定期間の総日数及び賃金の総額からそれぞれ控除して算定した平均賃金相当額 ② じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者 次のa.b.のうち高い方の額を給付基礎日額とする。 a.労基法12条の平均賃金相当額 b.粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日（作業転換日）を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定した平均賃金相当額 ③ 1年を通じて船員法に規定する船員として船舶使用者に使用される者 基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金相当額と変動がある賃金に係る平均賃金相当額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。 ④ ①～③に定めるほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。
複数事業労働者の給付基礎日額	上記の原則及び特例に定めるところにより、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額とされる。
自動変更対象額（最低保障額）	4,250円 ※ 自動変更対象額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。 ※ スライド制の適用を受けた場合は、スライド制適用後の額で判断されるため、スライド制適用前の給付基礎日額はこれを下回る場合もある。
自動変更対象額の改正規定	厚生労働大臣は、年度（4月1日～翌年3月31日）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与の額の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を12で除して得た額）が、前年度の平均給与額と比較して変動した場合、その変動した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額	一時金の給付基礎日額
意味	休業（補償）給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額	年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額	一時金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額
適用条件	四半期ごとの平均給与額が、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の100分の110を超え又は100分の90を下るに至った場合	算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給する年金たる保険給付	
スライドの対象期間	四半期ごと	年度ごと	
平均給与額の変動	100分の10超の変動スライド	完全自動賃金スライド （変動が微少でもスライド）	
スライドの適用時期	変動のあった四半期の翌々四半期の初日から	変動のあった年度の翌年度の8月分から	
年齢階層別の最低・最高限度額	適用 （スライド後の休業給付基礎日額で算定）	適用 （スライド後の年金給付基礎日額で算定）	適用されない
最低・最高限度額の適用時期	療養開始後1年6ヶ月が経過したときから	最初の年金給付から	―
最低・最高限度額の年齢算定時期	各四半期（休業（補償）給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期）の初日における年齢	8月1日の年齢 ※遺族（補償）年金については、被災労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の年齢	―
最低・最高限度額の改正規定	厚生労働省において作成する「賃金構造基本統計」の常用労働者について、年令階層ごとに求めた1月当たりのきまって支給する現金給与額を基礎として算定され、毎年7月31日までに厚生労働大臣が定め告示する。 ・ 最低限度額が最も高い年齢階層・・・45歳以上50歳未満 ・ 最高限度額が最も高い年齢階層・・・55歳以上60歳未満		―
端数処理	給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。		

SAMPLE

年齢階層別の最低限度額・最高限度額表（単位：円）

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,596	14,087
20歳以上25歳未満	6,041	14,087
25歳以上30歳未満	6,634	15,625
30歳以上35歳未満	6,907	18,925
35歳以上40歳未満	7,271	21,713
40歳以上45歳未満	7,428	23,243
45歳以上50歳未満	7,727	25,321
50歳以上55歳未満	7,548	25,929
55歳以上60歳未満	7,273	26,973
60歳以上65歳未満	6,225	22,425
65歳以上70歳未満	4,250	17,135
70歳以上	4,250	14,087

年齢の計算については、被災労働者の8月1日における年齢をもって、同日から1年間を当該被災労働者の年齢とする

SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE